

## 夜間金庫規定

### 第1条 (利用目的)

この夜間金庫は、当行における当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

### 第2条 (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし契約期間満了日までに契約者または当行から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。

### 第3条 (利用料)

- (1) 夜間金庫の利用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、契約者が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払出請求書または小切手によらず払戻しのうえ利用料に充当します。なお、当初契約期間の利用料は、契約時に契約日に属する月を1か月として、その月から月割計算により支払ってください。
- (2) 利用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の利用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、契約日の属する月の翌月から期間満了日までの利用料を月割計算により返戻します。

### 第4条 (利用方法)

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当行所定の入金伝票および通帳類とともに当行所定の預入袋（以下「預入袋」という。）に入れ、その預入袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金伝票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 預入袋を投入したのちは、夜間金庫の投入口扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票（レシート）を受け取ってください。

### 第5条 (預金への受入処理)

- (1) この夜間金庫に投入された預入袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続きにより確認のうえ、指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。

### 第6条 (預入袋等の返却)

預入袋ならびに通帳等は当行の受入手続完了後返却しますので、窓口営業時間中に来

店のうえ受け取ってください。

#### **第7条（鍵の保管等）**

- (1) 投入口扉鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 預入後の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、預入後の開閉に使用します。

#### **第8条（鍵、預入袋の喪失・毀損）**

投入口扉鍵、預入袋および預入袋の正鍵を失ったとき、または毀損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

#### **第9条（損害の負担等）**

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な開扉、預入袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

#### **第10条（解約等）**

- (1) この契約は、契約者または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口扉鍵、預入袋および預入袋の正鍵を直ちに当店へ返してください。
- (2) 契約者について次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは直ちに前項と同様の手続きをしてください。また、第2条により契約期間が満了し契約が更新されないときも同様とします。
  - ① 契約者が利用料を支払わないとき。
  - ② 破産、会社更生手続開始等の申立または（仮）差押の命令があったとき。
  - ③ 店舗の改築、閉鎖、その他相当の事由があるとき。

#### **第11条（譲渡・転貸等の禁止）**

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口扉鍵、預入袋および預入袋の正鍵についても同様とします。

#### **第12条（規定の準用）**

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

#### **第13条（規定の変更）**

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変化、その他当行が相当の事由があると認める場合に、変更できるものとします。

また、この変更については、規定変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、ホームページでの告知そ

の他相当の方法で周知します。

以 上